

国立研究開発法人産業技術総合研究所共用施設等の利用に関する規程

制定 平成25年12月1日 25規程第60号

最終改正 令和2年3月26日 令01規程第42号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が保有する研究施設、研究設備及び研究装置のうち、研究所の研究業務の推進又は研究成果の普及のために共用に供するもの（以下「共用施設等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「利用」とは、研究所内において共用施設等を用いてデータ等の取得及び試料等の処理等を行うこと（第5条第1項の役務提供、同条第2項の技術指導及び同条第3項の技術代行を受ける場合を含む。）をいう。

2 この規程において「利用希望者」とは、共用施設等の利用を希望する研究所外の者（役職員等（研究所の役員、職員及び契約職員並びに研究所の業務を行う者であつて役員、職員及び契約職員以外の者をいう。）以外の者をいう。以下同じ。）であつて、研究所との間で利用契約を締結していない者をいう。

3 この規程において「利用者」とは、第3条第3項の規定に基づき研究所との間で共用施設等の利用契約を締結した者をいう。

4 この規程において「施設管理者」とは、共用施設ステーション長の指示の下に、共用施設等の運営管理を行う者をいう。

(研究所外の者による利用の方法)

第3条 理事長は、次に掲げる要件が全て満たされていると認める場合には、研究所外の者による共用施設等の利用を受け入れることができる。

- 一 利用希望者が、反社会的勢力等と関係を有していないこと。
- 二 利用希望者及び利用目的に関して、安全保障輸出管理上及び情報管理上の懸念がないこと。
- 三 利用が、研究所の研究業務に支障を来すおそれがないこと。
- 四 利用が、我が国の産業競争力を損なうおそれがないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、共用施設等の利用が不相当と認められる特段の事由がないこと。

2 利用希望者は、共用施設等の利用をしようとするときは、あらかじめ研究所における共用施設等の施設管理者の内諾を得た上で、申込書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の規定により利用を受け入れる場合には、回答書により利用の受入れを通知し、研究所と利用希望者との間に約款に基づく共用施設等の利用契約を成立させるものとする。

4 理事長は、第1項各号に掲げる要件が満たされていることを認めるに当たり、第三者の意見を

聞くことができる。

- 5 理事長は、第1項各号に掲げる要件のうちいずれかが満たされない場合には、回答書により受入れができないことを利用希望者に通知する。

(利用の受入れの取消し又は中止)

第4条 理事長は、利用者が前条第3項の共用施設等の利用契約に違反した場合には、前条第3項に規定する利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、研究所が管理上の必要があると認める場合には、利用者に対し、前条第3項に規定する利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- 3 共用施設等の利用契約は、前2項の規定による利用受入れの取消し又は利用中止命令により、解除されるものとする。

(役務提供、技術指導及び技術代行)

第5条 理事長は、利用者が希望する場合には、利用者と施設管理者との間で協議をさせた上、共用施設等の操作、運転等の役務提供を利用者に実施することができる。

- 2 理事長は、利用者が希望する場合には、利用者と施設管理者との間で協議をさせた上、共用施設等の操作及び運転方法、実験試料等の作製方法、実験データ等の解析方法等に関する技術指導を利用者に実施することができる。

- 3 理事長は、利用者が希望する場合には、利用者と施設管理者との間で協議をさせた上、観察、分析、解析、加工、試料作製等に関する技術代行を利用者に実施することができる。

(使用料等の徴収)

第6条 理事長は、共用施設等の利用に係る使用料及び必要経費を利用者から徴収することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、共用施設等の登録、公開、利用及び様式並びに約款に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則 (25規程第60号)

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令01規程第42号・一部改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。